

日航の不当解雇撤回を求める要請

内閣総理大臣
菅直人 殿

2011年 月 日

日本航空は2010年12月31日、運航乗務員81名、客室乗務員84名の合計165名に及ぶ大量解雇を実施してきました。人員削減目標1,500人（JALI）を上回る1,733名が希望退職に応じており、既に削減目標は達成されているにも拘らず整理解雇を強行することは、航空安全の維持向上や経営の健全化、そして雇用の権利を守るために闘っている、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンの活動家を排除するための攻撃であり、組合の弱体化を狙っているものといえます。また、今まで安全運航に寄与してきたベテランから切り捨てるやり方は許せるものではありません。国会でも追及されたように、休職者、深夜残業免除者など国籍者の退職を「ゼロ」カウントとし、削減人数をごまかすなど、はじめから「整理解雇」ありきの常軌を逸したやり方は、許しがたいものです。さらに病气療養のため休職している人たちに「整理解雇」を突きつける、その対象者を勤務から外すなど、違法・不当な退職強要を続けた上の不当な「整理解雇」の強行は、断じて認められるものではありません。

同時に、政府がその資本金の半分を出資している企業再生支援機構による、「スト権が確立したならば3500億円の出資はできない」との不当発言（11月16日）は、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンからの整理解雇を回避する諸提案も真摯に検討しない日本航空経営の姿勢とともに、ILO本部からの異例の書簡が発信されるなど、国際社会からも、異常な経営姿勢やそれへの政府の対応に、大きな注目がなされています。

運航の職場で自由にものが言える風土がなくなれば、安全運航が担保できない可能性を広げます。

安全運航を守るための不当解雇の撤回は、国民利用者にとって大変切実な問題です。

また、「整理解雇の4要件」である、①整理解雇の必要性、②解雇回避努力、③整理解雇対象者の人選の合理性、④手続きの妥当性、などを全く満たしていないことは、「解雇権の濫用」にあたるとして自由法曹団、労働弁護団、民主法律協会の意見書や声明などからも明らかです。

公的資金の投入を受け、再建に政府が強く関与する更生会社で、こうした卑劣極まりないやり方を許してしまえば、多くの人たちが願う「まともな人間らしい雇用のルール」を真っ向から否定することになってしまいます。

日本航空の再建に政府として関与してきたことは事実です。日本航空ならびに企業再生支援機構に対し、不当解雇の即時撤回と人員削減施策の遂行の即時中止を決断し、真の再建と安全運航の確保に取り組める体制を再構築するよう、ご指導頂くことを、強く要請致します。

氏名	住所

日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議

〒144-0043 大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付 TEL 03-3742-3251

日航の不当解雇撤回を求める要請

株式会社 日本航空インターナショナル
社長 大西賢 殿

2011年 月 日

貴職は、2010年12月31日に運航乗務員81名と客室乗務員84名の合計165名の大量解雇を実施してきました。希望退職者は1,733名と目標の1,500名を超過達成し、さらに被解雇者を加えれば、目標を398名も上回る人員削減となり、極めて横暴で不当な解雇です。

日本航空乗員組合および日本航空キャビンクルーユニオンは、「整理解雇」の回避に向け「希望退職の年齢制限の撤廃」「一時帰休やワークシェアリングの実施」等を要求し、交渉をしてきましたが、真摯に検討された形跡もないばかりか、「争議権が確立した場合には3,500億円の出資は出来ない」と争議権投票への不当な介入を繰り返し行いました。このような姿勢は、ILOを含め、国際的にもきわめて不当な姿勢として、大きな注目を集めています。

また、「（人員削減は）グループ全体でも99%達成」（団交発言）していることに加え、2010年4月～11月までの決算は目標の250億円を大幅に上回る1,460億円を越える営業利益を計上するという状況に照らしても、「整理解雇」の必要性はすでにその根拠を完全に失っています。

解雇を強行することは「整理解雇の4要件」をも踏みにじる暴挙であると同時に、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンの活動家を排除するための攻撃であり、組合の弱体化を狙っているものといえます。

これまで行われてきた人員削減施策の到達点を踏まえ、現在進められているグループ関連会社における人員削減策や、不当な予算圧縮の押し付けによる関連会社排除施策も含めたすべての人員削減策を直ちに中止し、真の会社再建と安全運航の確保に全力を注ぐ体制への全面的転換を求めるとともに、労使間の対立激化を招く不当な解雇に断固抗議し、早急に元の職場に戻すよう強く要請致します。



氏名	住所

日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議

〒144-0043 大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル 航空連気付 TEL 03-3742-3251